

義務教育に係る国による財源確保と、35人以下学級の着実な実施・進行を図り、  
教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の保障を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。子どもたちが全国どこに住んでも、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償給与制度を堅持する必要がある。

また、学校現場における課題が複雑化・困難化する中でも、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現させるためには、十分に授業の準備を行わなければならない。しかし、多くの教職員が「過労死ライン」といわれる月80時間以上の時間外労働に従事している実態が明らかとなっている。さらに、今学校現場は学習指導要領改訂の移行期間中で、外国語教育実施のための授業時数の調整や、「プログラミング教育」などに対応するため、新たな授業づくりや教材作成が必要となり、負担が増している。教職員の長時間労働是正を視野に入れて「働き方改革」が進められようとしているが、未来を担う子どもたちを育む本市の学校現場においても、子どもと向き合う時間を確保するために教職員定数改善は欠かせない。

よって、本市議会は、2020年度政府予算編成において、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育を実現するため、国に対して次の事項を求める。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 行き届いた教育を実現するために、学級編制の標準の見直しや教職員の定数改善、35人以下学級の着実な実施・進行、教職員の長時間労働是正など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月25日

内閣総理大臣  
財務大臣殿  
総務大臣  
文部科学大臣

座間市議会議長 上 沢 本 尚